



令和5年10月17日
大臣官房参事官（イノベーション）

G X建設機械認定制度を開始します

国土交通省では、建設施工現場における電動建機の普及を促進し、脱炭素化を図るため、令和5年10月17日から「G X建設機械の認定制度に関する規程」を策定し、電動油圧ショベルおよび電動ホイールローダの2機種の電動建機に対してG X建設機械認定制度の申請受付を開始します。

1. 制度の概要

- 目的：カーボンニュートラルに資するG X建設機械の普及を促進し、もって建設施工において排出される二酸化炭素の低減を図るとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。
- 対象：電動（バッテリー式、有線式）の油圧ショベル又はホイールローダ
（詳細については別紙を参照）

2. 申請方法等について

初回申請受付：令和5年10月17日（火）～12月12日（火）

初回申請受付以降の申請受付：随時

※概ね12月中に初回認定を予定しておりますが、申請数によっては遅れることも想定されます。申請受付開始当初は多数の申請が想定されるため、初回申請期間を設けておりますが、初回認定以降は随時申請受付を行います。

申請方法：国土交通省の以下ホームページに掲載の「G X建設機械認定制度に関する規程」をご確認いただき、規程の様式にご入力の上、下記申請先にメールにてご提出下さい。

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html

申請先：国土交通省大臣官房参事官（イノベーション） 環境技術係

メールアドレス：hqt-kankyotec★gxb.mlit.go.jp

※「★」を「@」（半角）に置き換えてください。

（問い合わせ先）

大臣官房 参事官（イノベーション） 施工企画室 中根、戸羽、秋本

TEL：03-5253-8111（内線22427、22426、22425） 03-5253-8285（直通）

制度概要

- 目的:カーボンニュートラルに資するGX建設機械の普及を促進し、もって建設施工において排出される二酸化炭素の低減を図るとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。
- 対象:次のいずれかの駆動方式の電動ショベル又は電動ホイールローダとする
 1. バッテリー式:蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力とした駆動方式
 2. 有線式:有線により外部から供給される電力を動力とした駆動方式

型式認定の申請

- 提出先:国土交通省大臣官房参事官(イノベーション)グループ 施工企画室 環境技術係
- 提出書類:電費評価値の算定に係る試験方式による試験結果記録表を含む、申請書類
(GX建設機械の認定に関する規程を参照)
- 普及促進
型式認定を受けた建設機械は認定ラベルを付けることが可能
- 規程及び申請様式は国土交通省の以下ホームページに掲載
https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000005.html



認定ラベル